

「長浜市空家等に関する条例」を施行します

【建築住宅課（☎6516563）】

防災や防犯など、地域の安全に大きな影響をおよぼす空家。市内で増え続けている空家への対策として、「長浜市空家等に関する条例」を10月1日から施行します。市内における空家の現状と、条例の内容についてお知らせします。

【空家の現状】

市内の空家数は約2,650戸。うち約2割が、放置すれば倒壊したりするなど著しい危険がある「特定空家等」とされ、今後さらに増え続けると予想されています。

【空家が引き起こす問題】

空家が放置され、老朽化が進むと、倒壊の危険度が増すほか、防災、防犯、生活環境に支障をおよぼし、近隣住民が不安を感じたり、被害を受けたりする場合があります。また、景観が損なわれたり、地域活力の低下に繋がるおそれがあります。

【所有者・管理者の責務】

空家は個人の財産であり、適切な管理は所有者等の責務です。条例では、所有者等の責務等を明確にしています。○周辺に影響を及ぼさないよう、空家等の活用および管理に努めなければなりません。

○空家等を使用する見込みがないときは、売買、賃貸、譲渡もしくはその他の活用に努めましょう。

・空家等を除去した土地を利用しない状

態で放置せず、適切な管理を行うとともに、活用したり流通させるよう努めましょう。・お持ちの空家等が特定空家等とならないよう、自らの責任で適切に管理しなければなりません。また、特定空家等の状態にあるときは、責任を持つて直ちにその状態を解消しなければなりません。

【民官連携の取組】

予防、活用、適切な管理、除却および跡地活用の各段階で、所有者等とともに次の役割を担います。

自治組織…空家の発生予防
事業者…空家、跡地の活用、流通協力
市民等…空家の活用、発生予防協力
市民活動等…空家の活用
市…広報啓発活動、相談、助言、情報提供、自治組織の取組支援、関係機関等の交流促進等



管理不十分な空家への対応

（自らの意志で対応していただくために）

所有者等の責務が果たせず、管理放棄された空家については、市が助言、指導、勧告、命令等を行うこととなります。

①情報提供

適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに、その情報を市に提供するように努めましょう。

②実態調査

市は、情報の提供があったときや、適切な管理が行われていない空家等があると認めたときは、実態調査・所有者調査を行います。

③特定空家等の判定

長浜市空家等対策推進会議で、基準に基づいて「特定空家等」か「特定空家等以外の空家」かを判定します。



空家に関する有識者等で構成する「長浜市空家等対策推進会議」で、空家ごとに基礎、土台、はり、屋根、外壁等の危険度を点数化し、合計が100点以上のものを「特定空家等」と認定します。

④助言・指導

「特定空家等以外の空家」に対しては、必要な措置を講じるよう助言を行います。「特定空家等」に対しては、速やかに必要な措置を講じるよう指導を行います。

◆特定空家等に該当する場合

⑤勧告

指導を行ったにもかかわらず、必要な措置を行わなかった場合は、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告します。※この場合、住宅用地に対する固定資産税等の軽減対象から外れます。

※勧告に従わない場合は、所定の事項を記した標識を設置場合があります。

⑥命令

勧告に基づく必要な措置を期限までに講じないときは、期限を定めて勧告とおりの措置を講ずるよう命令します。

※命令に違反した場合、50万円以下の科料に処せられます。

※命令した場合は、所定の事項を公表し、標識を設置します。

⑦緊急安全措置

命じられた措置を履行しないときは、市が自ら必要最低限の措置を行うか、第三者に行わせることができます。

※措置に要した経費は、所有者等に請求します。

《空家出前講座のお知らせ》
申込受付中です。申込み・問合せは建築住宅課まで。

路線バス・乗合タクシーをご利用ください

【都市計画課（☎6516562）】

身近な公共交通機関としてご利用いただいている路線バスや乗合タクシーのお得な情報等についてお知らせします。ぜひ、公共交通機関を積極的にご利用ください。

●バス定期券は通信販売で

湖国バス(株)では、定期券をFAXで申し込む通信販売サービスを実施しています。

☎0749-2213316

●バスでの買い物・通院には小判手形、余呉バスが便利です

○湖国バス(株)「小判手形」

65歳以上限定の定期券で、1か月2,100円、3か月5,200円、6か月9,300円。乗車の際に「小判手形」を提示すれば1乗車100円で乗車できます。

○(株)余呉バス「余呉バス」

61歳以上限定の定期券で、1か月2,000円、3か月5,000円、6か月9,000円。乗車の際に「余呉バス」を提示すれば1乗車200円で乗車できます。

●乗合タクシーは回数券がお得です

乗合タクシーは、バス路線がない地

市内で運行している乗合タクシー

タクシー名	運行区域	申請・登録	問合せ
ひょうたん	西黒田・神田	西黒田公民館 神田公民館	都市計画課 ☎65-6562
お市ちゃん	浅井	浅井支所	
わかあゆ	びわ	びわ支所	
木之本デマンド	木之本一部	北部振興局	

※乗合タクシーの事前申請は都市計画課(東館2階)でもできます。
回数券は下記タクシー会社で販売しています。

●運転免許自主返納者を支援します

運転免許を自主返納した人に対し、公共交通を利用するきっかけとなるよう、バス・乗合タクシーの回数券を交付しています。ぜひお申込みください。

【交付内容】

バス普通回数券・乗合タクシー回数乗車券のいずれか2,000円分

【対象者】

市に住民登録があり、有効期限を残した運転免許の全部を警察署等へ返納した人

【申請期間】

平成29年3月31日まで
※運転免許を返納した日から6か月以内に本人が申請してください。

【申請に必要なもの】

○免許返納時に警察署等で交付される「運転免許取消通知書」の写し、または「運転経歴証明書」の写し
○印鑑

●警報発令時には運行を休止する場合があります

台風等により警報が発令された場合には、市内で運行するバス・乗合タクシーの運行を休止することがあります。運行状況については、それぞれの運行事業者までお問合せください。



車いすの人も乗車いただきやすいノンステップバスも運行しています。
※全車両がノンステップバスではありません。事前にお問合せください。